

議案第70号

鹿児島県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年6月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

鹿児島県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年鹿児島県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中「財政安定化基金拠出率」を「基礎財政安定化基金拠出率」に、「は、」を「及び子ども・子育て支援納付金財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合は、それぞれ」に改める。

第3条第3項中「第19条第5項」を「第19条第6項」に改める。

第4条第2項中「第19条第3項」を「第19条第4項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の改正に伴い、子ども・子育て支援納付金財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合を定める等のため、所要の改正をしようとするものである。